

## 大豆・麦等生産体制緊急整備事業

【33,357百万円】

### 対策のポイント

大豆・麦等の生産拡大に緊急かつ積極的に取り組む地域に対して、地域の生産体制整備を支援することにより、これらの生産拡大を図ります。

### <背景／課題>

- ・大豆・麦については、連作障害や低収量等により作付面積が横ばい又は微減の傾向にあるところです。
- ・大豆・麦等の生産拡大を図るためには、都道府県農業再生協議会や地域農業再生協議会（市町村・生産者団体等）が中心となり、地域が一体となって、品種転換や新技術の導入、ほ場条件の改善等に取り組むことが重要です。

### 政策目標

大豆・麦及びその他土地利用型作物の生産の拡大  
（24年産大豆・麦の生産量からの増加）

### <主な内容>

大豆・麦等の生産拡大を図るため、都道府県農業再生協議会に補助金を交付し、地域の実情に応じ、農業機械のリース導入、新品種への転換、ほ場条件の改善など、大豆・麦等の生産拡大のための取組を総合的に支援します。

### <支援の対象となる取組>

- ①品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
  - ・機械の購入・リースや資材の購入等に要する経費
  - ・その他、生産性向上、生産体制の強化等に要する経費
- ②ほ場条件の改善に向けた取組
  - ・簡易な土壌改良に要する経費
  - ・その他、ほ場条件を改善する際に要する経費
- ③その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組
  - ・検討会の開催など、麦、大豆等の生産拡大のための取組に要する経費

※ 地域の判断により、大豆・麦以外にも、国からの交付額の一定割合を大豆・麦と組み合わせて生産される土地利用型作物に係る取組へ助成することも可能とします。

（補助率：定額（事業実施主体が行う支援は、1／2以内、10／10以内）  
事業実施主体：都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会）

（注）都道府県農業再生協議会への交付額は、当該県における大豆・麦の作付面積に一定額（水田：10千円／10a、畑：3千円／10a）を乗じた額を上限とします。

[お問い合わせ先：生産局穀物課（03-3597-0191（直））]

# 大豆・麦等生産体制緊急整備事業

【33, 357百万円】

大豆・麦等の生産拡大に緊急かつ積極的に取り組む地域に対して、地域の生産体制整備を支援することにより、これらの生産拡大を図ります。

## 事業内容

大豆・麦等の生産拡大を図るため、都道府県農業再生協議会に補助金を交付し、地域の実情に応じ、農業機械のリース導入、新品種への転換、ほ場条件の改善など、大豆・麦等の生産拡大のための取組を総合的に支援します。

## 支援内容

### (1) 支援の対象となる取組

- ① 品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組(機械の購入・リースや資材の購入等に要する経費)
- ② ほ場条件の改善に向けた取組(簡易な土壌改良に要する経費)
- ③ その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組(検討会の開催等に要する経費)

### (2) 協議会が支援を行う場合の補助率

機械購入・リース費用等は1/2以内、資材購入費、検討会費等は10/10以内

※ 地域の判断により、大豆・麦以外にも、国からの交付額の一定割合を大豆・麦と組み合わせることで生産される土地利用型作物に係る取組へ助成することも可能とします。

## 交付先

都道府県農業再生協議会に一括で補助金を交付します。

※ 県協議会への交付額は、当該県における大豆・麦の作付面積に一定額(水田:10千円/10a、畑:3千円/10a)を乗じた額を上限とします。

## 事業の流れ

